

民営企業の発展支援

田中 修

はじめに

習近平総書記は11月1日、民営企業座談会を開催し、重要講話を発表した。その後、民営企業発展を支援する動きが広まっており、本稿ではその概要を紹介する。

1. 民営企業座談会における習近平総書記の重要講話（要旨）¹

今年が改革・開放40周年である。40年来、わが国の民営経済は小から大に至り、弱から強に至り、不断に壮大に発展してきた。2017年末、わが国の民営企業数は2700万社を超え、個人商工業者は6500社を超え、登記された資本は165億元を超えている。

概括して言えば、民営経済には「五六七八九」の特徴がある。すなわち、50%以上の税収、60%以上のGDP、70%以上の技術革新成果、80%以上の都市労働就業、90%以上の企業数で貢献しているのである。世界500強の企業の中で、わが国の民営企業は2010年の1社から2018年には28社に増えた。

わが国の民営経済は、既にわが国の発展を推進する不可欠のパワー、起業・就業の主要な分野、技術革新の重要な主体、国家の税収の重要な財源となっており、わが国の社会主義市場経済の発展、政府機能の転換、農村の余剰労働力の移転、国際市場の開拓等のために、重要な役割を發揮してきた。

長期にわたり、広大な民営企業家は、恐れずに先陣を切るイノベーション意識、倦まずたゆまぬ奮闘精神をもって、多くの労働者を組織化・牽引して奮闘努力し、苦勞して起業し、不断にイノベーションを行ってきた。わが国経済の発展が中国の奇跡を創造できたのは、民営経済の功績があつてこそである。

わが党は、基本的経済制度を堅持することでの観点は明確であり、一貫しており、これまで動揺したことはない。わが国の公有制経済は、長期にわたり国家発展のプロセスの中で形成されあものであり、大量の富を蓄積してきた。これは、全人民の共同財産であり、しっかり保管し、しっかり使用し、しっかり発展させなければならない。

我々が公有制経済をしっかり強固にし、しっかり発展させることを強調するのは、非公有制経済の発展を奨励・支援・誘導することと対立するものではなく、むしろ有機的に統一したものである。公有制経済・非公有制経済は相互に補完して良い成果を生み出すものであり、相互に排斥し、相殺するものではない。

¹ この概要は、新華社北京電2018年11月11日をベースにしているが、その後発表された重要講話全文で適宜重要部分を補っている。

一時期以来、社会において民営経済を否定し、これに疑義を呈する言論を発表する者がいる。たとえば、「民営経済退場論」を提起し、民営経済は既に使命を達成したので、歴史の舞台から退出すべきだと言う者がいる。また、「新公私合営論」を提起し、現在の混合所有制改革を曲解し、新たな「公私合営」だとする者がいる。さらに、企業の党建設と工会（労働組合）の活動強化により、民営企業に対するコントロールを進めるべきだとする者がいる等々。これらの説は完全に誤りであり、党の大政策・方針に合致しない。

わが国の基本的経済制度は、憲法・党規約に書き込まれており、これは不変であり、変えてはならないものである。わが国の基本的経済制度を否定し、疑念をもち、動揺させるいかなる言動も、党・国家の方針・政策に合致しない。すべての民営企業と民営企業家は、心を落ち着かせ、安心して発展を謀ることができるのである。

民営経済は、わが国経済制度の内在的要素であり、民営企業と民営企業家は、我々そのものである。民営経済は、①社会主義市場経済の発展の重要な成果であり、②社会主義市場経済の発展を推進する重要なパワーであり、③サプライサイド構造改革を推進し、質の高い発展を推進し、現代化した経済システムを建設する重要な主体であり、④わが党が長期に執政し、全国人民を団結・リードして、「2つの百年」の奮闘目標と中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現する重要なパワーである。

最近、いくらかの民営企業が経営発展において、市場・資金調達・転換等の方面で困難・問題に遭遇しているが、その原因は多方面、外部要因・内部要因、客観的原因・主観的原因等の多重の矛盾・問題がぶつかり合った結果である。これらの困難は、発展中の困難であり、成長中の悩みであるので、発展の中で必ず解決できる、

一定のぶれない力を維持し、信念を強め、精力を集中して、自身の事柄をしっかりやることが、我々が各種のリスク・試練に対応するカギである。現在、わが国の経済運営は総体として平穏であり、安定の中で前進があり、主要指標は合理的区間を維持している。同時に、わが国経済の発展の不確定性は顕著に上昇しており、下振れ圧力がある程度増大し、企業の経済困難が増大している。これらは、いずれも前進の中で必然的に遭遇する問題である。

我々は、有利な条件を見て取るだけでなく、わが国経済発展に対する必勝の信念を増強しなければならない。わが国は巨大な発展の強靱性・潜在力・挽回の余地を有しており、わが国には13億余りの人口の内需市場があり、まさに新しいタイプの工業化・情報化・都市化・農業現代化が同歩調で発展する段階にある。中等所得層の拡大は大量に消費をグレードアップさせる需要をはらんでおり、都市・農村と地域間の発展の不均衡は、見るべき発展の余地を内包している。

わが国はかなり好い発展の条件と物質的基礎を有しており、世界で最も完全に揃った産

業体系と不断に増強される科学技術イノベーション能力を有しており、総貯蓄率はなおかなり高いレベルにある。わが国は、人的資本が豊富であり、労働力の比較優位性は依然として明らかである。わが国の経済発展が健全で安定しているというファンダメンタルズに変わりはなく、質の高い発展を支える生産要素の条件に変わりはなく、長期にわたり安定の中で好い方向に向かうという総体としての勢いに変わりはない。

我々には党の堅固な指導があり、パワーを集中して大事を処理する政治的優位性があり、改革の全面深化は、発展の動力を不断に発揮しており、マクロ・コントロール能力は不断に増強されている。我々が戦略的に一定のぶれない力を維持し、安定の中で前進を求めるといふ政策の総基調を堅持し、サプライサイドを主線とし、改革開放を全面的に深化させさえすれば、わが国経済は必ず質の高い発展の軌道への転入を加速し、より輝かしい未来の発展を迎えることができる。

わが国の経済発展のプロセスにおいては、民営経済のために不断により好い発展環境を作り上げ、民営経済が発展における困難を解決する手助けをし、プレッシャーを動力に変えることにより、民営経済のイノベーションの源泉を十分湧き上がらせ、民営経済の創造活力を十分奮い立たせなければならない。

当面、6方面の政策を措置の実施にしっかり取り組まなければならない。

(1) 企業の税・費用負担を軽減する

サプライサイド構造改革のコスト低下キャンペーンの各政策にしっかり取り組み、増値税等の実質的減税を推進する。小型・零細企業、科学技術型バイオニア企業に対しては、恩恵が遍く及ぶ課税免除を実施し、実際の状況に応じ、社会保険料の名目保険料率を引き下げ、行政の審査・許認可事項と企業に係る費用徴収を整理・簡素化してもよい。

(2) 民営企業の資金調達難・資金調達コスト高の問題を解決する

金融機関の監督管理の考課と内部の奨励メカニズムを改革・整備し、金融の市場参入を拡大し、民営企業の資金調達ルートを開拓する。経済構造の最適化・グレードアップの方向に合致し、将来性のある民営企業に対しては、必要なファイナンス救援を進め、省レベル政府と計画単列市は、自己資金で政策性救援基金を設立してもよい。いくらかの政府部門・大企業が優勢な地位を利用して、大が小を欺き、民営企業への支払いを先延ばしする行為を糾し是正する。

(3) 公平な競争環境を作り上げる

各種多様な「シャッター・ガラスの扉・回転扉」を打破し、市場参入、審査・許可、経営面、入札、軍民融合等の方面で、民営企業のために公平な競争環境を作り上げる。民営企業が国有企業改革に参加することを奨励する。

(4) 政策の執行方式を整備する

政策の協調性を強化し、関連措置を制定し、各政策の確実・詳細な実施を推進することにより、民営企業が政策の中から獲得感を強めるようにする。

生産能力削減・脱レバレッジは、各種所有制企業に対する執行を同様の基準とし、安全監督・環境保護等の分野における法執行プロセスにおける、単純化・一律執行を回避しなければならない。

(5) 親しく清廉な政治・ビジネス関係を構築する

各レベル党委員会と政府は、親しく清廉な政治・ビジネス関係の構築という要求を実施に移し、民営企業の発展支援を重要任務とし、より多くの時間・精力を用いて民営企業の発展・民営企業家の成長に関心を寄せなければならない。常に民営企業の不満・訴えに耳を傾け、とりわけ民営企業が困難・問題に遭遇している状況下においては、より積極的に対応し、率先してサービスを行い、実際の困難の解決を助けなければならない。

輿論の誘導を強化し、党・国家の政策大方針を正確に宣伝し、誤った言い方については直ちに間違いを明らかにし正さなければならない。

(6) 企業家の人身・財産の安全を保護する

紀律検査・監察機関は、職責履行のプロセスにおいて、問題を調査し明らかにするのみならず、合法的な人身・財産の権益を保障し、企業の合法的な経営を保障して、企業家が思想的負担をおろし、軽装で前進できるようにしなければならない。

広大な民営経済人士が、自身の学習・自身の教育・自身の向上を強化し、自身の社会的イメージを重視し、国を愛しまじめに事業に励み、法を守って経営し、起業・イノベーションを行い、社会にリターンをもたらす模範となることを希望する。

民営企業家は、正しい気風を重んじ、正しい道を歩み、企業経営に精神を集中し、紀律・法律を遵守して経営し、法・ルールに合致した中で企業の競争能力を高めなければならない。

企業の内部機能を練磨し、とりわけ経営能力・管理水準を高め、コーポレートガバナンスを整備し、条件の整った民営企業が現代企業制度を確立することを奨励しなければならない。

新世代の民営企業家は、旧世代の刻苦奮闘、大胆な取組み、実業への集中、本業に精を出す精神を承継・発揚し、企業が強く優れたものとなるよう努力しなければならない。さらに、国際的視野を開拓し、イノベーション能力・コア競争力を増強し、グローバルな競争力を備えたより多くの世界一流の企業を形成しなければならない。

2. 国務院常務会議（11月9日）

(1) 民営企業、小型・零細企業の困難解消は、市場の活力をより大きく奮い立たせ、雇用をより多く増やす重要措置である。

党中央・国務院の手配に基づき、各地方・各部門は多くの措置を併用して小型・零細企業の資金調達の問題を緩和し、一定の進展を得てきたが、民営企業とりわけ小型・零細企業の資金調達難・資金調達コスト高の問題は、依然際立っている。

今後、民営企業、小型・零細企業に対する支援を強化し、国有企業・民営企業等の各種所有制企業を、確実に同一視しなければならない。

①資金調達ルートを開拓する

中期貸借ファシリティーの適格担保の範囲を、1社当たり500万元以下の小型・零細企業貸出から1000万元に拡大する。

大型企業への与信規模から一部分を取り出して、小型・零細企業貸出増加に用いる。

資金調達手段を刷新して、様々なレベルの資本市場改革を深化させ、より多くの小型・零細企業が株式・債券により資金調達を展開することを支援する。

②金融機関の内生的動力を奮い立たせ、貸し渋り問題を解決する

与信で職務を尽くした場合の免責認定の基準を明確にし、金融機関が与信の審査・認可権限を適切に下放委譲するよう誘導し、小型・零細企業貸出業務と内部考課・報酬等をリンクさせる。

③主要な商業銀行の10-12月期における小型・零細企業への新規貸出の平均金利を、1-3月期より1ポイント引き下げるよう努力する

不合理な貸出引揚げ・停止を整頓し、融資の不必要な部分・付加費用を整理し、歩積両建て等の行為を厳格に調査・処分する。同時に、措置を採用して貸出リスクをしっかりと防止する。

(2) 政府部門・国有大企業の民営企業への支払い先延ばしを整理するため、特別清算行動を早急に展開し、国务院弁公庁が先頭に立ち事務を督励し、関係部門が各責任を担い、審計部門が介入しなければならない。

この種の問題は台帳を確立し、先延ばしに対しては期限を決め清算させなければならない。ひどい先延ばしについては、信用失墜「ブラックリスト」に入れて、厳格に懲戒・問責しなければならない。

地方・部門が先延ばしした場合には、中央財政はその国庫預金を振り替え、あるいは移転支出等の相応な減少等の措置を採用して清算しなければならない。プロジェクト建設分野の保証金の整理・規範化に力を入れ、商業債務のデフォルトコストを大幅に引き上げ、新たな未払いの発生を厳禁する。清算状況は、来年春節前に国务院に報告する。

(3) 政府債務保証の役割を一層発揮させ、金融に小型・零細企業と「三農」をより好く支援させる。

①各レベルの政府債務保証、再保証機関は、「三農」、小型・零細企業支援の債務保証を主業とし、1件保証金額500万元以下の小型・零細企業と「三農」を重点的に支援する。

②資金調達コストを引き下げる。

国家債務保証基金の保証料率は省レベル機関の料率より高くてはならない。中央財政は、小型・零細企業の債務保証規模を拡大し、保証料率を引き下げる等成果が顕著な地方に対

して、奨励補助金を与える。

③リスク分担を実行する。

国家債務保証基金と金融機関が負担するリスク責任比率は、原則として 20%を下回ってはならず、銀行は、これによって実際の貸出額を減らしてはならない。

「三農」支援、小型・零細企業支援保証業務のウエイトを高め、伸びが速い機関には、各地方がリスク補償を与え、財政出資を主とした多元化した資金補充メカニズムの確立を模索し、政府債務保証持続可能な運営を確保する。

3. 易網人民銀行行長インタビュー（新華社）

（1）改革の「脆弱部分の補強」を推進し、融資の獲得可能性を優先的に解決する

「資金調達の高山は、多重の矛盾・問題がぶつかり合い積み重なった総合的反映である。一面において、民営企業は外部要因と周期的な要因が積み重なった影響を受けて、経営層が遭遇した困難は、資金調達能力の低下を自然に反映したものである。

他方で、金融機関の順景気サイクル行為により、リスクはかなり好く低下しているが、金融機関によっては貸し渋りがあることも、企業の資金調達の難度を劇化させている。

民営企業とりわけ中小・零細企業の資金調達難・資金調達コスト高は、世界的・長期的な難題である。

わが国の民営企業に対する金融サービス、とりわけ中小・零細企業に対して「包摂性」が不足し、体制・メカニズム上の欠陥が存在しており、長期の努力によって「市場の失敗」を補う必要がある。

民営経済へのサービス欠陥について、金融従事者ははっきりと認識し、奨励・互いに許容するメカニズムの手配の設計・実施を通じて、民営経済への金融サービスのカバー率・融資の得やすさ・便利さを確実に高め、改革の「脆弱部分の補強」を推進しなければならない。

資金調達できないことは、コスト高よりひどい。多くの民営企業にとって、資金調達コスト高に比べると、資金調達難の解決はより緊迫している。

もし過度に資金調達コストに注意を払い、資金調達の可能性を軽視するならば、金融機関のリスクを反映させた金利決定を破壊し、逆方向の刺激を形成し、金融機関が敢えて貸さず、貸したくなくなるようになってしまい、逆に資金調達難を劇化することになる。

融資の獲得可能性を保証する前提の下、金融機関に適切なリスク補償を与え、金融機関の内在的奨励を増強してはじめて、民営企業とりわけ中小・零細企業にサービスする長期に有効なメカニズムを形成することができる。

資金調達難の問題を解決したら、次に「ビジネスの持続可能性」に取り掛かり、資金調

達コスト高の問題の解決に力を入れる。人民銀行と金融系統組織を除き、関係部門は減税・費用引下げ、債務保証の強化、財政による利子補助、信用システムの最適化等の方面で、政策措置を積極的に打ち出し、支援を強化して、民営企と小型・零細企業の資金調達コストを確実に引き下げる。

(2)「3本の矢」は既に放たれており、資金調達の主たるルートを直撃している

今年に入り、人民銀行はマクロ面から穏健・中立的な金融政策環境を作り上げることにより、流動性を合理的に充足させてきた。人民銀行は、年内に4回法定預金準備率を引き下げ、全部で流動性約4兆元を解放し、一部の中期貸借ファシリティーをヘッジした後、流動性2.3兆元を純解放した。

金融政策方面では、人民銀行は多くの部門と連合して文件を発し、金融政策、監督管理・考課、内部管理、財政・税制の奨励、環境最適化等の方面で、具体的措置を提出した。

9月末までに、インクルーシブな小型・零細企業向け貸出残高は7.73兆元であり、前年同期比18.1%増、1-9月期9595億元新規に増加し、フローは昨年全年水準の1.6倍に相当する。8月末までに与信を受けた小型・零細企業は1570万社であり、前年末より18.5%増えた。

現在、マネーのプールには水が多いが、資金を「水不足」の民営企業の手中に流す必要がある。このため、人民銀行は関係部門と、債券・貸出・株式の3つの資金調達主要ルートから、「3本の矢」の政策組合せを採用し、民営企業が資金調達ルートを開拓することを支援している。

①第1の矢—貸出支援

人民銀行は商業銀行に対するマクロ・プルーデンス評価(MPA)において、新たに特別指標を増やし、金融機関が民営企業への貸出を増やすことを奨励し、かつマネー・貸出政策手段を通じて金融機関のために、長期でコストが適切な貸出資金を提供している。

今年に入り、人民銀行は再貸出・再割引の限度額を3000億元増やしたが、これは歴年の限度額が最も多く増えた1年である。7-9月期から、小型・零細企業への再貸出金利を0.5ポイント引き下げ、小型・零細企業への再貸出の条件を適切に緩和した。もし、将来限度額を使い終われば、人民銀行は市場需要に応じ再び限度額を増やしてもよい。

②第2の矢—民営企業の債券による資金調達の支援手段

10月22日の国务院常务会议は、民営企業の債券による資金調達の支援手段を設立し、人民銀行は再貸出を運用して一部の最初の資金を提供し、専門機関により市場化された運営を進め、信用リスク緩和手段、保証による信用強化等の多様な方式を通じて、経営が正常

で、流動性が暫時困難に遭遇している民営企業の発展のために、信用増強の支援を提供する。

現在、民営企業の債券による資金業辰の支援手段は、既にテスト運営が開始されている。最近、浙江榮盛、紅獅集団、寧波富邦の 3 つの民営企業が、民営企業債券による資金調達支援手段を通じて、19 億元の資金を募集した。今後、人民銀行は民営企業債券の資金調達支援手段テストを一層拡大する予定であり、現在既に 30 社の民営企業が、債券の発行を準備しているところである。

③第 3 の矢—民営企業の株式による資金調達の支援手段

今年に入り、株式市場の継続的下落の影響を受け、一部民営上場会社の株の担保比率がかなり高いため、事業手じまいのリスクに直面しており、金融市場の非理性的な予想・行為に対して誘導を進める必要がある。

このため、人民銀行は現在、規定に合致した私募ファンドの管理者・証券会社・商業銀行、金融資産投資会社等の機関が、民営企業の株式による資金調達支援手段を発起・設立を推進しており、人民銀行が当初誘導資金を提供することにより金融機関・社会（民間）資本の共同参加を牽引し、市場化・法治化の原則に基づき、資金困難が出現した民営企業のために、段階的な株式による資金調達支援を提供する。

（3）政策効果の相乗効果に注意を払い、一律カットの回避策を執行する

これまでのいくつかの政策設定は、考慮するものが異なり、協調を欠き、執行が的外れで、監督管理強化政策の相乗効果が一定の信用収縮をもたらし、民営企業の資金調達難を増大した²。

最近、人民銀行は関係部門とともに、民営、小型・零細企業の資金調達難を支援する一連の政策措置打ち出した。政策の制定・執行プロセスにおいて、関係する経験・教訓を汲み取り、構造的脱レバレッジと監督管理強化・安定成長のバランスをしっかりと把握しなければならない。

今後、政策制定プロセスにおいて、人民銀行は実地調査研究を重視し、民営企業と金融機関の意見を十分聴取する。穏当な実施が必要な政策については、まずテストを行ってから普及させる方式を採用する。長期に資する規範化措置については、合理的な過渡期を設け、「一律カット」を避けて、企業の適応・調整の便を図る。

同時に、人民銀行は各部門との意思疎通・協調を強化し、金融政策、マクロ・ブルーデンス政策、金融監督管理政策を統一的にしっかりと企画する。「キャンペーン式」収縮を防止するだけでなく、「キャンペーン式」緩和を防止しなければならない。市場化・法治化原則

² これが、人民銀行行長の自己批判として、広く報道された。

に基づき、行政干渉・モラルハザードを防止しなければならない。市場のスムーズ化・政策の理解強化を重視し、市場の関心に遅滞なく応え、市場主体の安定的な予想を形成しなければならない。既に打ち出した政策の貫徹実施にしっかり取り組むことにより、民営企業に実際の獲得感を得させなければならない。

最近、金融安定発展委員会弁公室はまさに、民営企業と小型・零細企業へのサービス深化の实地督促・指導・検査をリードして展開しており、関係部門・金融機関・地方政府の政策実施の状況について督促・指導を進め、民営企業と小型・零細企業の資金調達に存在する閉塞箇所・障害・ボトルネックの問題の解決を推進し、金融政策の伝達メカニズムを確実にスムーズにし、「最後の1キロ」を開通する。

4. 郭樹清銀行保険監督管理委主席インタビュー（新華社）

（1）貸出・債券・株式・理財・信託・保険等の各種金融資源を十分動員する

金融管理部門は、民営企業への金融サービスに存在する難点・焦点の問題について、一連の措置を採用し、実際の行動を用いて民営企業の発展における困難、前進中の問題を解決し、民営企業の持続的で健全な安定した発展の推進を助ける。

①安定

資金調達難を安定させ、自信を安定させ、予想を安定させる。人民銀行、銀保監会は関係部門と連合して文件を発し、多方面の具体的措置を提出した。9月末までに、銀行業を営む金融機関は、全貸出に占める民営企業向け貸出比率が4分1近くとなり、伸び率はなお引き続き上昇している。

②改革

金融機関の監督管理・考課と奨励の規制メカニズムを改革・整備し、業績考課と民営経済支援をリンクさせ、職責を尽くした場合の免責と、誤りを許容・是正するメカニズムを最適化する。

③開拓

民営企業の資金調達ルートを開拓し、直接金融と間接金融ルートを総合運用し、貸出・債券・株式・理財・信託・保険等の各種金融資源を十分動員する。

④捻出

不良債権の処理を増やし、貸出ストックを活性化させ、市場化・法治化された債務の株式転換を推進し、連合した与信メカニズムを確立して、より多くの資金を捻出して民営企業を支援する。

⑤引下げ

多くの措置を併せて民営企業の資金調達コストを引き下げ、金融機関がサービス手数料徴収を減免し、サービスのプロセスを最適化し、貸出金利の低下目標を差別化して制定することを督促する。

(2) 3年の努力により、銀行業の会社への新規貸出増に占める、民営企業に対する貸出比率が50%を下回らないようにする

銀保監会は、今年年初に、小型・零細企業への貸出について、「2増2コントロール」目標を提出した。「2増」とは、1社当り与信額1000万元以下の小型・零細企業向け貸出の前年同期比伸びが、各種貸出の前年同期比伸びを下回らないようにし、貸出件数が前年同期比水準を下回らないようにすることを指す。「2コントロール」とは、小型・零細企業向け貸出の総合コストと貸出の質を合理的にコントロールすることを指す。

10月末までに、銀行業は既に「2増2コントロール」目標を達成し、小型・零細企業向け貸出総量は不断に上昇し、貸出構造は最適化傾向にある。

民営企業の状況からすると、不完全な統計では、現在銀行業の貸出残高において、民営企業貸出は25%を占め、国民経済における民営経済のシェアは60%を超えている。民営企業が銀行から得た資金と、その経済に占めるウエイトはなお釣り合っておらず、適応していない。

長期に見て、民営企業への銀行業の貸出支援は、国民経済に占める民営経済のウエイトと合致しなければならない。このため、民営企業への金融サービスについて、我々も相応の政策目標を設定し、民営企業が金融機関から充足した資金支援を獲得できるようにした。初歩的な配慮として、民営企業向け貸出について「1・2・5」の目標を実現しなければならない。つまり、会社への新規貸出増のうち、大型銀行の民営企業向け貸出は3分の1を下回ってはならず、中小型銀行は3分の2を下回ってはならず、3年の努力の後、銀行業の会社向け新規貸出増に占める民営企業向け貸出の比率は、50%を下回ってはならない。

最近の措置は、各方面が比較的関心を寄せている。

- ①「資産管理新ルール」と「理財新ルール」に関連する要求に基づき、「商業銀行理財子会社管理弁法」は、既に社会に向けて公開され意見を徴求した。現在の反応は、総体として積極的プラスであり、11月下旬に正式公布する。より多くの理財資金を動員して、民営企業支援に用いることができると予想される。
- ②株式担保融資のリスク出現、とりわけ事業手じまいに直面している民営企業については、事業手じまいを強行しない基礎の上、「1社1策」でリスクを評価し、方案を制定し、担保補充等の信用増加方式を採用して、その流動性リスクを穏当に解消する。総体として見ると、銀行業を営む金融機関は、現在みな株式担保リスクを穏当に処理できるようになっており、強制的事業手じまいは出現していない。
- ③保険資金の長期健全投資の優位性を十分に発揮させ、保険資金が特別商品を設け、上場会社と民営企業の株式担保のリスクを解消することを認め、權益投資比率の監督管理に

組み入れない。現在、既に3つの特別商品が実施されており、規模は合計380億円である。

(3) 銀行業を営む金融機関が民営企業業務を実施したが、実施することができ、実施するようにする

カギは、民営企業に対して「大胆に貸し、貸すことができ、貸したいと思う」貸出文化の形成を推進することにより、銀行業を営む金融機関が民営企業業務を実施したが、実施することができ、実施するようにする、ことである。

①「大胆に貸す」とは、銀行業を営む金融機関が職責を尽くした場合に免責され、誤りを糺し誤りを受け容れるメカニズムを確立するよう要求し、関連措置の制定を加速し、元の不合理な制度を修正することである。

②「貸すことができる」とは、銀行業を営む金融機関が貸出資源を民営企業に傾斜するよう要求し、専門の貸出政策を制定し、審査・認可権限を下方委譲し、個別に貸出限度額を設定して、民営企業について常に十分な貸出余地を確保することである。

③「貸したいと思う」とは、民営企業の経営特徴を十分考慮し、元の考課・奨励メカニズムを細かく再検討し、スムーズにし、修正して、民営企業業務に従事する従業員の積極性・能動性を十分動員することである。

国有企業と民営企業を同一視し、同等に扱う。1企業を評価する際には、その所有制を見ずにはならず、その規模の大小を見ずにはならず、主としてそのガバナンス・リスクコントロール能力・技術発展水準・市場需要の動向を見なければならない。

規定を明確にして、貸出政策・貸出業務・内部考課の方面において、銀行はいかなる所有制の差別もしてはならない。

銀行は民営企業の資金調達コストを管理する長期に有効なメカニズムを確立しなければならない。内部資金移転の金利設定優遇、貸出プロセス管理の最適化、差別化した金利決定能力の向上、転貸金利の引下げ、サービス手数料徴収の減免等の方式を通じて、民営企業の資金調達チェーンを短縮し、不必要なルート・ブリッジ部分を整理し、民営企業の貸出金利水準を合理的に管理・コントロールし、総体としての資金調達コスト引下げを牽引しなければならない。

銀行業のルール違反、不合理な融資手数料徴収を引き続き深く整頓し、各種の形を変えた資金調達コストの引上げ行為を厳格に取り締まり、大衆が不満をもつ民営企業に対する銀行の乱れた手数料徴収、コスト転嫁、歩積両建て、貸借セット販売、貸出限度額のピンはね、不合理な資金調達チェーンの延長等の問題に対し、整理・改正と問責を強化しなければならない。

民営企業の資金調達総合コスト引下げの合成力を形成し、民営企業とりわけ小型・零細企業の資金調達の付加手数料を減らし、融資に関連した債務保証手数料、評価手数料、公証手数料等の付加手続費用の徴収行為を規範化しなければならない。(12月19日記)